

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日、
当日の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 字の区域の変更(市町村振興課)
保険医療機関等の指定(保険課)
保険薬剤師の登録()
国土調査の成果の認証(農村整備課)
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)
- ◇ 調達公告 公募型プロポーザル方式に係る手続の実施(建築課)
落札者の決定(会計課)

告 示

鳥取県告示第七百十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、船岡町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、船岡町(大字船岡及び大字坂田の各一部)の地籍図及び地籍

簿の国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定による認証の日からその効力を生ずる。

平成九年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域(平成八年八月二十八日現在の地番による。)
大字船岡字丸山下分	大字船岡字丸山下分の全域
大字船岡字新庄町尻	大字船岡字新庄町尻一〇五三の三、一〇五三の六から一〇五三の八まで、一〇五三の一〇から一〇五三の一七まで
大字船岡字新庄町尻	大字船岡字新庄町尻のうち一〇五三の三、一〇五三の六から一〇五三の八まで、一〇五三の一〇から一〇五三の一七まで以外の区域
大字坂田字神明	大字坂田字神明のうち六一九の二以外の区域
大字坂田字神明下分	大字坂田字神明下分四三三の三から四三三の六まで、四三三の九、四三三の二以外の区域
大字坂田字神明下分	大字坂田字神明六一九の二
大字坂田字神明下分	大字坂田字神明下分のうち四三三の三から四三三の六まで、四三三の九、四三三の二以外の区域

鳥取県告示第七百十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成九年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
中村医院	米子市上後藤三丁目一六	平成九年十月一日
きむら小児科	米子市皆生二七二六一	〃
浜村診療所	気高郡気高町大字勝見六六〇一二	〃
樋口医院明治分院	鳥取市松上一三七一五	平成九年十月十五日
山口はるみ歯科医院	米子市道笑町四丁目九九一三	〃
赤松整形外科医院	米子市富士見二丁目一〇一三	平成九年十月十六日
山根歯科医院	鳥取市東町三丁目二五八一	〃
石丸こどもクリニック	鳥取市天神町三一〇一二	平成九年十月十九日
旗ヶ崎内科クリニック	米子市旗ヶ崎九丁目一四一二九	〃
松田小児科医院	鳥取市大柵二二八一二	平成九年十月二十一日
尾崎クリニック	鳥取市吉方一一二一三	平成九年十月二十二日
今田歯科岩倉医院	鳥取市岩倉四五一一	平成九年十月二十八日
医療法人山藤医院	鳥取市大榎一七	平成九年十一月一日
米子市急患診療所	米子市久米町一三六	〃
戸田医院	八頭郡家町大字郡家二三五	〃
長石医院	八頭郡智頭町大字智頭一五三七一六	〃
医療法人社団乾医院	気高郡鹿野町大字鹿野一〇九一一五	〃
今宮歯科クリニック	鳥取市湖山町北六丁目三三〇一六	〃
中部薬局赤碓店	東伯郡赤碓町大字赤碓一八四八一	平成九年十月一日
浜坂薬局	鳥取市浜坂二丁目一三五八一六八	平成九年十月十五日
吉田薬局	米子市両三柳四四八五一七	〃
だいせん薬局	米子市皆生温泉四丁目一一二〇	平成九年十月二十八日

薬局山本

米子市河岡五八二一一

〃

鳥取県告示第七百二十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成九年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
木山 圭 吾	鳥薬 一〇四七	平成九年十月十七日

鳥取県告示第七百二十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成九年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
船岡町	平成七年度及び平成八年度	船岡町（大字船岡及び大字坂田の各一部）の地籍図及び地籍簿	八頭郡船岡町大字船岡及び大字坂田の各一部	平成九年十一月四日

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成九年十一月四日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 健

申請者	氏名	又は	名称	株式会社ニューギン	
	住所	名古屋市中村区鳥森町三丁目56			
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間
	ばちこ遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	3Dみっちゃん	株式会社ニューギン	700272
申請者	氏名	又は	名称	株式会社ワックスアライド	
	住所	堺市常盤町三丁目27			
	法人にあってはその代表者の氏名	角野 博光			

遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間
回胴式遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	スーパーエルドランド-30	株式会社ワックスアライド	740086	平成9年11月4日から3年間

調 達 公 告

公募型プロポーサル方式により建設コンサルタント業者を特定するので、次のとおり公告する。

平成9年11月4日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

- 1 業務概要
 - (1) 業務名
福祉人材研修施設新築工事基本設計業務
 - (2) 業務の内容
福祉人材研修施設新築工事に係る設計業務のうち基本設計業務（建築設備及び外構に係るものを含む。）
 - (3) 履行期間
契約日の翌日から平成10年3月25日（水）まで
- 2 参加資格及び評価基準

<p>(1) 技術提案書の提出者に要求される資格 技術提案書の提出をすることができる者は、次に掲げる条件のすべてを満たす者とする。</p> <p>ア 平成9年度建設コンサルタント業務の指名競争入札参加資格のうち、建築に係るものを有すること。</p> <p>イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づき一級建築士事務所の登録を行っていること。</p> <p>ウ 昭和62年度以降に鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延べ床面積が1,000平方メートル以上の建物の建築設計（新築又は増築に係るものに限る。）の実績を有すること。</p> <p>エ 平成9年11月4日（火）から同月17日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名停止措置を受けず、及び同要綱に基づき指名停止措置の要件に該当しない者であること。</p> <p>オ 本件業務に配置可能な技術部門の要員を有すること。</p> <p>カ 鳥取県内に本店たる営業所を有すること。</p> <p>(2) 最も優れた技術提案書を特定するための評価基準</p> <p>ア 会社の業務経歴 主要業務及び類似業務に係る実績並びに専門分野別技術職員の状況</p> <p>イ 技術職員の経験及び能力 担当予定技術者の資格、経験及び業務実績並びに協力事務所及び手持ち業務の状況</p> <p>ウ 業務実施方針及び手法 工程計画及び動員計画の妥当性、本件業務への取組意欲並びに提案の的確性・創造性・実現性</p> <p>3 手続等 (1) 担当部局 〒680-70 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎5階</p>	<p>鳥取県土木部建築課 電話番号 0857-26-7395</p> <p>(2) 技術提案書説明書の交付 ア 交付期間 平成9年11月4日（火）から同月17日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所 3(1)に同じ。</p> <p>(3) 技術提案書の提出方法等 ア 提出方法 技術提案書説明書に基づき技術提案書を作成し持参すること。</p> <p>イ 提出場所 3(1)に同じ。</p> <p>ウ 提出期間 3(2)アに同じ。</p> <p>4 契約の締結 提出された技術提案書の中から2(2)により最も優れたものを特定し、当該技術提案書を提出した者と契約の締結交渉を行う。</p> <p>5 その他 (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。 (2) 契約書は、作成することを要する。 (3) 関連情報を入力するための照会窓口は、3(1)に同じ。 (4) 技術提案書提出期限から契約の締結を行うまでの間に、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名停止措置を受けた者とは契約を行わない。 (5) 福祉人材研修施設新築工事に係る実施設計業務及び施工監理業務については、本件業務の契約の相手方と別途随意契約を行う予定である。</p>
---	---

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成9年11月4日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- (1) 調達件名及び数量 ハンドル式集密書架 一式
- (2) 調達方法 物品等の購入
- (3) 契約方式 一般競争入札
- (4) 落札決定日 平成9年9月10日
- (5) 落札者の指名及び住所 株式会社愛進堂
鳥取市商栄町221-1
- (6) 落札価格 31,815,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
- (7) 入札公告日 平成9年7月22日
- (8) 落札方式 最低価格落札方式
- (9) 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県出納局会計課
鳥取市東町一丁目220